街頭防犯カメラの画像データに係る
捜査を目的とした提供等に関する協定書

令和８年１０月３０日

ふ　じ　み　野　市　　埼玉県東入間警察署

街頭防犯カメラの画像データに係る捜査を目的とした提供等に関する協定書

ふじみ野市（以下「甲」という。）と埼玉県東入間警察署（以下「乙」という。）は、甲が設置し、及び管理運用する街頭防犯カメラの画像データに係る捜査を目的とした画像データの提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、市内における犯罪の防止及び犯罪発生時における迅速な捜査協力を通じて安全・安心なまちづくりを推進するため、甲がふじみ野市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（令和８年ふじみ野市告示第３０２号。以下「要綱」という。）に基づき管理する街頭防犯カメラの画像データについて、乙が行う捜査のための迅速な閲覧又は提供（以下「画像データの提供等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 街頭防犯カメラ　要綱第２条第１号に掲げる街頭防犯カメラをいう。

(2) 画像データ　要綱第２条第２号に掲げる画像データをいう。

（相互協力）

第３条　甲は、犯罪の防止及び体感治安の向上を目的とした街頭防犯カメラの適正かつ効果的な設置及び管理運用を行い、乙は、その知見に基づき街頭防犯カメラの設置場所等に関する必要な助言その他の協力を行うものとする。

（画像データの捜査目的の提供）

第４条　乙は、犯罪の捜査をするについて、画像データの収集を行う必要があると認めるときは、甲に対し、画像データの提供等の要請を行い、承諾を得るものとする。

２　乙は、前項の要請をするときは、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）に基づく捜査関係事項照会であることを証する書類(以下「照会書」という。)を甲に提出するものとする。

３　乙は、第１項の規定による甲の承諾を得たときは、甲が置く管理責任者が指定した取扱者（以下「取扱者」という。）から、画像データの提供等を受けることができる。

（緊急時の取扱い）

第５条　前条の規定にかかわらず、乙は、人の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急に画像データの提供等を受ける必要があって、乙が事前に照会書を提出する暇がないときは、乙は、担当署員の所属、職名、氏名、要請の理由及び必要とする画像データが撮影された期間を明らかにした上で、口頭による画像データの提供等を要請することができる。

２　甲は、前項の要請が法令上認められる場合であり、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第６９条第２項第３号に該当する場合であって、かつ、緊急の必要があると認めるときは、取扱者による画像データの提供等をすることができる。

３　乙は、第１項の規定による画像データの提供等を要請した場合は、事後速やかに照会書を甲に提出するものとする。

（機器の操作等）

第６条　街頭防犯カメラの画像データの検索及び画像データの提供等は、原則として、甲の取扱者が行うものとする。

（画像データの適正な取扱い）

第７条　乙は、個人情報保護法の規定に基づき、第４条第３項及び第５条第２項の規定により取得した画像データに含まれた個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（疑義等の解決）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、解決するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名の上、各１通を保有する。

令和８年１０月３０日

甲　　ふじみ野市

ふじみ野市長　　高畑 博

乙　　埼玉県東入間警察署

東入間警察署長　　塩原 克利